

中期目標期間の評価について

1 根拠

法 30 条第 1 項

地方独立行政法人は、設立団体の規則で定めるところにより、中期目標の期間における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

2 趣旨

知事が定め、病院機構に指示した中期目標に係る業務の実績について、評価委員会が事後評価を行い、その結果を県民に公表する。

3 評価の内容

法 30 条第 2 項

- ① 中期目標期間における中期目標の達成状況の調査
- ② 中期目標期間における中期目標の達成状況の分析
- ③ 業務の実績の全体についての総合的な評定

4 評価の手順（案）

- ① 病院機構が実績報告書を評価委員会に提出（県規第 8 条）
- ② 評価委員会事務局による調査・分析
 - ア 書面調査
 - イ 必要に応じヒアリング実施
- ③ 評価委員会による各病院長等からのヒアリング
- ④ 評価結果のとりまとめ
- ⑤ 評価結果の知事への報告と公表 → 議会への報告

実施要領で定める

5 評価基準について（実施要領に記載）

検討すべき事項

定性的な内容の目標がほとんどであり、その達成状況をどのような基準で評価するか

[事務局案]

「～を提供すること」、「～を行うこと」、「～を構築すること」という内容の目標が多いので、独法化の前後を比較し、充実した点・改善した点・効率化した点、新たな取組により県民サービスが向上した点などをベースに、個々の取組の達成度・充実度は各病院長等からのヒアリングを行い、判断する。

大項目	基準
県民に提供するサービス その他の業務の質に関する事項	独法化前（H21 年度末）と H26 年度末を比較して内容が充実しているか、質の向上が図られたか 独法化後、新たな取組を進めたか
業務運営の改善及び効率化に関する事項	独法化前（H21 年度末）と H26 年度末を比較して改善しているか、効率化しているか 独法化後、新たな取組を進めたか
財務内容の改善に関する事項 ※数値目標となっている	経常収支比率 100%以上を達成したか 資金収支が均衡したか
その他の業務運営に関する重要事項 こころ駒ヶ根の改築 阿南病院の耐震化	

6 実績報告書の内容について（実施要領に様式を記載）

上記の基準で評価する場合、充実の度合いなどをより客観的に評価するため、取組の内容に加え、各種指標の数値も報告してもらおう。